

・償還事例

例 1：世帯内に障害福祉サービスを利用している人が複数いる場合

支払った利用者負担額

(夫) 障害福祉サービス : 30,000 円 (上限 : 37,200 円)

(妻) 障害福祉サービス : 30,000 円 (上限 : 37,200 円)

世帯の利用者負担額の合計 (夫) 30,000 円 + (妻) 30,000 円 = (計) 60,000 円

償還される金額 (計) 60,000 円 - (基準額) 37,200 円 = **22,800 円**

ポイント

18 歳以上の世帯の場合、同一世帯であれば、本人と配偶者は合算の対象になります。世帯の利用者負担額の合計と、原則の基準額の差額から、償還される金額を計算します。

注 意

例 1 の世帯で、上限が 9,300 円だった場合も、基準額は 37,200 円です。この場合は、償還はありません。(9,300 円 × 2 < 37,200 円)

例 2：障害児のきょうだいが、複数のサービスを利用している場合 (所得割 28 万円未満世帯)

支払った利用者負担額

(姉) ①障害福祉サービス : 4,000 円 (上限 : 4,600 円)

②児童福祉法サービス (在宅系) : 3,000 円 (上限 : 4,600 円)

(弟) ③児童福祉法サービス (入所系) : 9,000 円 (上限 : 9,300 円)

世帯の利用者負担額の合計 ①4,000 円 + ② 3,000 円 + ③ 9,000 円 = (計) 16,000 円

償還される金額 (計) 16,000 円 - (基準額) 9,300 円 = **6,700 円**

ポイント

障害児の特例により、基準額は 37,200 円ではなく、①～③の上限のうち、高い方の額である、③の 9,300 円になります。

例3：障害児のきょうだいが、複数のサービスと補装具給付を利用している場合 (所得割 28 万円未満世帯)

支払った利用者負担額

- (姉)①障害福祉サービス : 4,000 円(上限 : 4,600 円)
②児童福祉法サービス(在宅系) : 3,000 円(上限 : 4,600 円)
(弟)③児童福祉法サービス(入所系) : 9,000 円(上限 : 9,300 円)
④補装具費 : 35,000 円(上限 : 37,200 円)

計算方法

A まず、「障害児の特例」がある①～③について、償還額を計算します。

①4,000 円+② 3,000 円+③ 9,000 円=(計)16,000 円

(計)16,000 円－(高い方の基準額) 9,300 円=【Aの償還額 : 6,700 円】

B 次に、Aで償還した後に残る自己負担額と、④の自己負担額を合算して、原則の基準額(37,200 円)との差額を計算します。

Aでの自己負担額 9,300 円+④の自己負担額 35,000 円=(計)44,300 円

(計)44,300 円－(原則の基準額) 37,200 円=【Bの償還額 : 7,100 円】

償還される金額 【Aの償還額 : 6,700 円】 + 【Bの償還額 : 7,100 円】 = **13,800 円**

ポイント ④の補装具は障害児の特例の対象ではないため、以下のように計算します。

- 1 まず、例2と同様、障害児の特例により、受給者証の上限のうち、高い方の額を基準額として、償還される金額を計算します。
- 2 次に、上記1で償還された後に残る自己負担額と、補装具費の自己負担額を合わせて、原則の基準額 37,200 円を超えた差額を、償還します。
上記、1と2の合計額が、償還額になります。

よくあるご質問

- Q 領収書を紛失してしまいました。申請は出来ますか？
A 利用者負担額の支払い確認の上、払い戻しをさせていただきます。
支払先に領収書の再発行を依頼してください。
再発行ができない場合は、障害福祉課にご相談ください。
- Q 高額介護サービス費の対象となっているが、高額障害福祉サービスについても、対象となりますか？
A 介護保険サービスの利用者負担額は、高額介護サービス等により払い戻された費用を除いて合算し、基準額を超えた場合は対象になります。
- Q 1月に補装具の申請を行い、4月に支給が決定されました。合算対象月はいつになりますか？
A 支給決定月である4月が合算対象月になります。
- Q 日中一時支援は対象になりますか？
A 日中一時支援及び移動支援等の地域生活支援事業については、合算の対象サービスには、含まれません。
- Q 申請を忘れていました。過去のものについても、申請ができますか？
A 申請は可能です。ただし、対象月から5年を経過しますと時効により対象外となりますので、ご注意ください。
- その他、ご不明な点につきましては、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先

山武市役所 社会福祉課 障がい福祉係

電話 0475-80-2614